

平成十八年国土交通省令第八十一号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第三条の二第二項第二号、第四条第二項、第四条の二第二項並びに第二項第一号及び第三号並びに第六条第一項第四号並びに海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百七十九号)附則第三項の規定に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則を次のように定める。

(傷病等級に該当する障害)

第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条の二第二項第二号の国土交通省令で定める傷病等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

(障害等級に該当する障害)

第二条 令第四条第二項の国土交通省令で定める各障害等級に該当する障害は、別表第二に定めるところによる。

2 別表第二に定められていない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当すると認められるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

(介護給付に係る障害)

第三条 令第四条の二第一項の国土交通省令で定める障害は、介護を要する状態に応じ、別表第三に定めるところによる。

2 令第四条の二第二項第一号に規定する常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものは、別表第三常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

3 令第四条の二第二項第三号に規定する随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものは、別表第三随時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第四条 令第六条第一項第四号の国土交通省令で定める障害の状態は、身体若しくは精神に別表第二に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

附則

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成十八年四月一日からこの省令の施行の日属する月の末日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る別表第二の規定の適用については、当該給付の事由が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合(同表の第七級の項第五号に該当する障害があるときを除く。)には、同表の第八級の項に相当する障害があるものとする。

3 平成十八年四月一日からこの省令の施行の日までに、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(以下「旧令」という。)の規定に基づいて傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を支給された者で海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(以下「新令」という。)及びこの省令の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付は、それぞれ新令及びこの省令の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付の内払とみなす。

附則(平成二十三年七月一日国土交通省令第五二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

3 平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第二の規定の適用については、同表第七級の項第十二号中

「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表第九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

4 改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

別表第一(第一条関係)

傷病等級

一 両眼が失明しているもの  
二 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの  
三 神経系統の機能が著しい障害を有し、常に介護を要するもの  
四 胸部臓器の機能が著しい障害を有し、常に介護を要するもの  
五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの  
六 両上肢の用を全廃しているもの  
七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの  
八 両下肢の用を全廃しているもの  
九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 両眼の視力が〇・〇二以下になっているもの  
二 神経系統の機能が著しい障害を有し、随時介護を要するもの  
三 胸部臓器の機能が著しい障害を有し、随時介護を要するもの  
四 両上肢を手関節以上で失ったもの  
五 両下肢を足関節以上で失ったもの  
六 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になっているもの  
二 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの  
三 神経系統の機能が著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの  
四 胸部臓器の機能が著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの  
五 両手の手指の全部を失ったもの

一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になっているもの  
二 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの  
三 神経系統の機能が著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの  
四 胸部臓器の機能が著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの  
五 両手の手指の全部を失ったもの

六 第三号及び第四号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

別表第二(第二条、第四条関係)

一 両眼が失明したものの  
二 咀嚼及び言語の機能を廃したものの  
三 神経系統の機能が著しい障害を有し、常に介護を要するもの  
四 胸部臓器の機能が著しい障害を残し、常に介護を要するもの  
五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの  
六 両上肢の用を全廃したものの  
七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの  
八 両下肢の用を全廃したものの

一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの  
二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの  
三 神経系統の機能が著しい障害を残し、随時介護を要するもの  
四 胸部臓器の機能が著しい障害を残し、随時介護を要するもの  
五 両上肢を手関節以上で失ったもの  
六 両下肢を足関節以上で失ったもの

一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの  
二 咀嚼又は言語の機能を廃したものの  
三 神経系統の機能が著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの  
四 胸部臓器の機能が著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの  
五 両手の手指の全部を失ったもの

一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの  
二 咀嚼及び言語の機能を著しい障害を残すもの  
三 両耳の聴力を全く失ったもの  
四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの  
五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの  
六 両手の手指の全部の用を廃したものの  
七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの  
二 咀嚼及び言語の機能を著しい障害を残すもの  
三 両耳の聴力を全く失ったもの  
四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの  
五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの  
六 両手の手指の全部の用を廃したものの  
七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

<p>級五第一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>級五第二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>級五第三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>級五第四 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>級五第五 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>級五第六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>級五第七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>級五第八 両足の足指の全部を失ったもの</p>	<p>級六第一 両眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>級六第二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>級六第三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>級六第四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>級六第五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>級六第六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃した</p> <p>級六第七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃した</p> <p>級六第八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</p>	<p>級七第一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>級七第二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>級七第三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>級七第四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>級七第五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>級七第六 一手の母指を含み三の手指を失ったもの</p> <p>級七第七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>級七第八 一足をリフト関節以上で失ったもの</p>
<p>級八第一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇三以下になったもの</p> <p>級八第二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>級八第三 一手の母指を含み二の手指を失ったもの</p> <p>級八第四 又母指以外の三の手指を失ったもの</p> <p>級八第五 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの</p> <p>級八第六 又母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>級八第七 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>級八第八 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃した</p> <p>級八第九 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃した</p> <p>級八第十 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>級八第十一 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>級八第十二 一足に偽関節を残すもの</p> <p>級八第十三 一足の足指の全部を失ったもの</p>	<p>級九第一 両眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>級九第二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>級九第三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>級九第四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>級九第五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>級九第六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>級九第七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>級九第八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>級九第九 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>級九第十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができない労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>級九第十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができない労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>級九第十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p>	<p>級十第一 一眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>級十第二 正面視で複視を残すもの</p> <p>級十第三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>級十第四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>級十第五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>級十第六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>級十第七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>級十第八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>級十第九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</p> <p>級十第十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>級十第十一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>級十第十二 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>級十第十三 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>級十第十四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>級十第十五 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>級十第十六 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>級十第十七 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>級十第十八 脊柱に変形を残すもの</p> <p>級十第十九 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>級十第二十 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>級十第二十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
<p>級十一第一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>級十一第二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>級十一第三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>級十一第四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>級十一第五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>級十一第六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>級十一第七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>級十一第八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>級十一第九 一手の小指を失ったもの</p> <p>級十一第十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>級十一第十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p> <p>級十一第十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>級十一第十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>級十一第十四 外貌に醜状を残すもの</p> <p>級十一第十五 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>級十一第十六 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>級十一第十七 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>級十一第十八 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十一第十九 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>級十一第二十 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>級十一第二十一 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>級十一第二十二 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>級十一第二十三 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>級十一第二十四 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>級十一第二十五 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p> <p>級十一第二十六 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十一第二十七 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>	<p>級十二第一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十二第二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>	<p>級十三第一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十三第二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>
<p>級十四第一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十四第二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>	<p>級十五第一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十五第二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>	<p>級十六第一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>級十六第二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>

<p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p>	<p>別表第三(第三条関係)</p> <p>介護障害</p>	<p>状態</p> <p>介護を要する</p> <p>常時</p> <p>介護時</p> <p>一 別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害</p> <p>二 別表第一第一級の項第四号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと</p> <p>同程度の介護を要するもの</p>	<p>随時</p> <p>一 別表第一第二級の項第二号又は別表第二第二級の項第三号に該当する障害</p> <p>二 別表第一第二級の項第三号又は別表第二第二級の項第四号に該当する障害</p> <p>三 別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>
--	--------------------------------	---	---